

令和 8 年度赤磐市

公立保育施設保育業務支援システム導入業務

受託者選定プロポーザル実施要領

赤磐市 保健福祉部 子育て支援課

令和 8 年度赤磐市公立保育施設保育業務支援システム導入業務

受託者選定プロポーザル実施要領

令和 8 年度赤磐市公立保育施設保育業務支援システム導入業務(以下「本業務」という。)に係る公募型プロポーザルの手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

1. 目的

本業務は、当市の公立保育園及び認定こども園に保育業務支援システム（以下「本システム」という。）を導入し、保護者等利用者の利便性向上及び保育現場のデジタル化を推進するとともに、職員の事務負担及び定型的な業務の軽減を図り、保育業務に専念できる環境を整備することで、保育の質の向上及び保育サービスの充実を図ることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度赤磐市公立保育施設保育業務支援システム導入業務

(2) 業務内容

別添「令和 8 年度赤磐市公立保育施設保育業務支援システム導入業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり
ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

構築に係る見積価格上限額 5, 630, 000 円(消費税及び地方税の額を含む)

ただし、本金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また提案価格は上記提案上限額を超えてはならない。

3. 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市及び岡山県から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止または除外等措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成 18 年赤磐市告示第 114 号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされてい

る者でないこと。

- (6) 国税及び岡山県税並びに赤磐市税を完納している者であること。
- (7) 令和3年度以降に他の地方公共団体・社会福祉法人等で同種同様の導入・運用保守の履行実績があること。

4. 参加申込手続き

(1) 提出書類及び部数

参加資格要件を満たしていることが確認できる書類を参加申込書とともに提出すること。なお、証明書等については申込書提出日の3か月以内のものを有効とする。

No	提出書類	部数	備考
1	提案参加申込書	1	(様式第1号)
2	会社概要	1	会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可(任意様式)
3	業務実績	1	令和3年度以降に他の地方公共団体・社会福祉法人等で同種同様の導入・運用保守の履行実績があることが確認できる内容を記載すること。
4	法人登記簿謄本	1	法務局で発行する法人登記簿謄本又は「履行事項全部証明書」、「現在事項全部証明書」でも可とする。
5	決算書又は財務諸表	1	直近事業年度の決算書又は財務諸表(貸借対照表、損益計算書)
6	委任状	1	入札、契約の権限を支店長等に委任する場合に提出すること。(任意様式)
7	使用印鑑届出書	1	(別記様式1)
8	印鑑証明書	1	法人代表者印
9	未納がないことを証明する書類(納税証明書)	1	①国税 ②岡山県税(賦課するすべての税目) ※賦課されているものがない場合は不要 ③事業者及び代表者の赤磐市税(賦課するすべての税目) ※賦課されているものがない場合は不要
10	誓約書	1	(別記様式2)

※任意様式はA4判で作成すること。

※参加申込書類4～10の書類については、令和8年度赤磐市入札資格者名簿に登載されている者は省略することができる。

- (2) 提出期間 令和8年9月10日(木)から令和8年9月28日(月)

- (3) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日(平成17年赤磐市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。また、郵送の場合は、令和8年9月28日(金)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には

本件プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

- (4) 提出先 赤磐市役所 保健福祉部 子育て支援課
- (5) 参加資格審査結果通知
- ① 参加資格審査結果の通知は、令和8年9月30日(水)までに電子メールおよび郵送にて通知する。
 - ② 参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日(市の休日を除く。)以内に、公募型プロポーザル方式提案参加資格不適合理由の説明要求書(様式第3号)により説明を求めることができる。
 - ③ ②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日(市の休日を除く。)から起算して5日以内(市の休日を除く。)に回答書(様式第4号)により回答するものとする。

5. 質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年9月10日(木)から令和8年9月17日(木)午後5時まで
- (2) 受付方法 質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書(別記様式3)に記入の上、電子メールにて提出すること。
※電子メールの件名の先頭に「令和8年度赤磐市公立保育施設保育業務支援システム導入業務」と必ず記載すること。
※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。
- (3) 回答 公平性を保つため、令和8年9月18日(金)までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は本実施要領及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。
- (4) 提出先 赤磐市役所 保健福祉部 子育て支援課
メールアドレス：kosodate@city.akaiwa.lg.jp

6. 参加申し込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(別記様式4)を令和8年9月28日(月)午後5時までに提出すること。
なお、辞退することによって市との契約等に不利益な取り扱いをするものではない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送すること。
なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また郵送の場合は、令和8年9月28日(月)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。
- (2) 提出先 赤磐市役所 保健福祉部 子育て支援課

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類及び作成要領
- ①企画提案書(任意様式)
 - ア) 提出部数は、正本1部(押印したもの)、副本10部とする。
 - イ) 提案内容は、次の表の提案項目ごとに、提案内容を具体的かつわかりやすく

く記載すること。

提案事項	提案内容等
基本事項	・業務の概要、方針など ・構築から運用までのスケジュール ・業務体制
業務実績	・令和３年度以降に他の地方公共団体で継続して同種同様の導入・保守運用の履行実績
セキュリティ 安定稼働要件	・安定稼働及び継続的なサービス提供のためのサーバ構成、障害対策、バックアップ等 ・不正アクセス等を防止するためのセキュリティ対策 ・個人情報を適切に保護するための対策
画面デザイン	・ユニバーサルデザインへの配慮 ・直観的に理解・操作できるデザイン
機器仕様	・業務内容に適した機器の選定 ・操作性及び利便性に配慮した機器構成
要求仕様機能	・仕様書に定める機能要件への対応 ・保育現場における操作性及び利便性 ・保育士等の業務負担軽減及び業務効率化に資する機能 ・保護者との円滑な情報共有・連携を実現する機能
自由提案	・本要領及び仕様書の記載事項以外に、保育士等の業務負担軽減、保護者の利便性向上、保育の質の向上、園児の安全確保等につながる機能や取組、効果的なシステムの活用方法等の提案がある場合は記載すること。また、提案は本業務の提案上限額内での提案とすること。
運用・保守	・職員及び保護者からの問い合わせに対する受付・対応体制 ・操作方法等に関する相談・支援体制 ・システム障害等の発生時における対応・復旧体制 ・クラウドサーバ等の監視及びメンテナンス体制

ウ) 提案書は、Ａ４サイズで製本し、両面２０枚(計４０ページ)以内(表紙・目次を除く)で作成すること。(Ａ３サイズを使用する場合は、折り綴じること。)
なお正本の表紙には、宛名「赤磐市長」、タイトル「令和８年度赤磐市公立保育施設保育業務支援システム導入業務」、提出年月日、社名及び代表者名、代表者印を記載すること。
※副本については、会社名、ロゴなど提案者を識別できる情報を含んではならないことに留意すること。

②見積書（任意様式）

ア) 提出部数は、正本１部（押印したもの）、副本１０部とする。

イ) 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、導入・構築費用、機器費用及び令和８年度内の保守・運用費用について、それぞれの費用が分かるよう記載するとともに、内訳明細を添付すること。
あわせて、令和９年度以降の保守・運用費用についても予定額（参考）を記載すること。なお、令和９年度以降の保守・運用費用は、将来的な費用の参考とするための予定額であり、契約金額を確定するものではない。

③機能要件等一覧表

- ア) 提出部数は、正本１部（押印したもの）、副本１０部とする。
- イ) 各要件に対する対応可否を記載すること。また、対応可否の判断ができるよう、必要に応じて対応方法、実現方法等を併せて記載すること。

④情報セキュリティ対策確認表

- ア) 提出部数は、正本１部（押印したもの）、副本１０部とする。

⑤納入機器仕様書及び仕様確認資料

- ア) 提出部数は、正本１部（押印したもの）、副本１０部とする。
- イ) 本業務において納入する機器について、機器名、メーカー名、型番及び主な仕様等を記載するとともに、本業務仕様書に定める機器要件への適合状況を確認できる資料を提出すること。

(2) 提出期限 提出依頼日から令和８年１０月１６日(金)まで

(3) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は各日とも午前９時から午後５時までとする。ただし、市の休日を除く。また郵送の場合は、令和８年１０月１６日(金)午後５時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所 赤磐市役所 保健福祉部 子育て支援課

(5) その他 参加申込書を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、企画提案書等を提出することができない。

８．審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較し、総合的に審査、採点することにより、総得点の高い順に受託候補者と次点者を選定する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和８年１０月２７日（火）

※時間については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション実施場所

赤磐市役所 本庁舎 ２階 第２会議室

(3) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ② プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて５名以内で行うものとする。
- ③ プレゼンテーションの内容は、企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。ただし、企画提案書に基づきデモ機を用いたデモンストレーションを行うことは差し支えないものとする。なお、当日の資料追加は認めない。
- ④ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。
- ⑤ プレゼンテーションは、１事業者につき、企画提案書の説明等を３０分以内で実施し、その後２０分程度の質疑応答時間を設ける。
- ⑥ プレゼンテーションに必要なパソコン等は参加希望業者において用意するこ

と。(プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル及び電源は市において用意する。)

⑦ プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査基準

以下の採点項目に基づき、審査を行う。

審査項目		評価事項	配点
1 基本事項		・業務内容を理解し、業務の遂行にあたっての考え方、方針、提案等の概要が明確に示されているか。 ・構築から運用までの具体的なスケジュールが示され、無理なく適切な計画となっているか。 ・業務を円滑に遂行するための実施体制が適切に構築されているか。	10
2 業務実績		・令和3年度以降に、他の地方公共団体・社会福祉法人等において同種同様の導入・運用保守の履行実績を有しているか。	5
3 企画 提案書内容	1 セキュリティ 安定稼働要件	・安定稼働及び継続的なサービス提供を実現するためのサーバ構成、障害対策、バックアップ等が適切に講じられているか。 ・外部からの不正アクセスを防止するセキュリティ対策が講じられているか。 ・個人情報を適切に保護するための対策が講じられているか。	70
	2 画面デザイン	・画面、文字、アイコン等が分かりやすく、直感的に操作できるデザインとなっているか。	
	3 機器仕様	・保育業務の内容及び利用環境に適し、操作性、携帯性等に配慮した機器が選定されているか。	
	4 要求仕様機能	・システム全体として、画面構成や操作方法が分かりやすく、各機能を円滑に利用できるか。 ・保護者が園との連絡や情報確認等を容易に行えるなど、利用しやすいシステムとなっているか。 ・職員が入力、確認、情報共有等を効率的に行え、業務負担の軽減につながるシステムとなっているか。	
	5 自由提案	・要求仕様以外に、本市の保育業務の効率化や職員の負担軽減、保護者の利便性向上等につながる有効かつ独自性のある提案がなされているか。	
	6 運用・ 保守体制	・職員及び保護者からの問い合わせやシステム障害等に対して、迅速かつ適切に対応できるサポート体制が整備されているか。	
4 取組姿勢		・本業務の目的及び内容を十分に理解し、業務に対する積極的な取組姿勢が示されているか。	5
5 価格		・運用・保守費用が妥当であるか。 ・見積価格が妥当であるか。	10
合計			100

（５） 審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

９．失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- （１） 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- （２） 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- （３） 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- （４） プレゼンテーションに参加しなかった場合

１０．契約等

（１） 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

（２） 契約金額

受託候補者と協議の上、決定する。
なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

（３） 契約保証金

納付を要する。

（４） その他

本プロポーザルは、令和８年度赤磐市公立保育施設保育業務支援システム導入業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議のうえ確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成１７年赤磐市規則第５５号）に基づき行う。

１１．プロポーザル実施スケジュール

項目	日程
選定実施要領（本書類）の配布	令和 ８年 ９月１０日（木）
質問書の提出期限	令和 ８年 ９月１７日（木）
質問書の公表期限	令和 ８年 ９月１８日（金）
参加表明書等の提出期限	令和 ８年 ９月２８日（月）
企画提案書等の提出期限	令和 ８年１０月１６日（金）
審査（プレゼンテーション）	令和 ８年１０月２７日（火）
受託候補者の選定、審査結果の通知、契約締結及び審査結果の公表	令和 ８年１０月２８日（水）

※提出期限日の締切時間は、いずれも午後５時までとする。

1 2. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生じることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とする。さらに虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出後は、内容について追加・変更・差し替えは一切認めない。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (9) 応募のあった事業者名及び得点合計は、審査結果公表時に公表する。
- (10) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (11) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

1 3. 担当部署

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344
赤磐市 保健福祉部 子育て支援課
電 話：086-955-2635
F A X：086-955-1118
E-Mail：kosodate@city.akaiwa.lg.jp